

泡消火設備等を保有されている皆様へ

PFOS・PFOAを含有する 泡消火薬剤等の 取扱い・処理について



型式番号の確認・法令判定

規制背景・漏洩時対応・廃棄

日常管理・薬剤代替

Check

保有している泡消火薬剤の型式番号の確認…	p2
保有している薬剤に関する法令の確認 …	p3
PFOS・PFOAの特徴 …	p4
泡消火薬剤の廃棄 …	p4
泡消火薬剤の漏洩時の対応 …	p5
泡消火薬剤の日常管理・点検 …	p6
PFOS等を含有しない泡消火薬剤への代替…	p7
消防法令の改正 …	p7

PFOS等含有泡消火薬剤は、現在、法令により製造・輸入が原則禁止されています。泡消火薬剤の保有・使用が直ちに違法となるわけではありませんが、漏洩事故や誤放出を防ぐことが重要です。

薬剤が漏洩した場合、以下に係る費用が発生する可能性があります。

- ・大規模な設備の取替工事、建築設備の清掃等の実施
- ・地下水の水質調査の実施 等

御自身の所有するマンションや商業施設の駐車場等に、泡消火薬剤が保管されていませんか？

泡消火薬剤について正しく知り、正しく管理しましょう。



Check 1

保有している泡消火薬剤の型式番号の確認

- 各法令の対象となる泡消火薬剤か確認しましょう。
まずは薬剤の「型式番号」をチェック！

①型式番号の確認

- 「型式番号」は消防法に適合した泡消火薬剤に与えられる検定合格を示す識別番号で、その薬剤が消防法上の規格に適合していることを示します。
- 「泡第●～●号」「薬第●～●号」の形式で示されます。

型式番号が分からない場合

保有している泡消火薬剤の型式番号が分からない場合は、以下を確認してみましょう。

- ポリタンクのラベル
- 泡消火薬剤の納品書
- 泡消火設備の点検報告書
- (一社)日本消火装置工業会のシール

製品名
製品情報
取り扱い上の注意
製造メーカー名
ポリタンクのラベル (イメージ)

泡消火薬剤 管理番号	A-005500
このシールは、2023年以降に泡消火薬剤管理番号に登録されたことを示します。	
① 管理番号(泡消火薬剤)：泡消火薬剤管理番号の取得が完了した薬剤	
② 管理情報の更新・更新：原産の型式で加工業者に提供してください。	
・このシールを泡消火薬剤管理番号に紐づく薬剤に貼付してください。	
・泡消火薬剤(泡消火薬剤管理番号)と泡消火薬剤(泡消火薬剤管理番号)を一致させる場合、又は廃棄する場合	
・泡消火薬剤管理番号を更新・変更、又は廃棄する場合	
型式番号 泡第	～ 号 製造/記数 年月
型式番号 泡第	～ 号 製造/記数 年月
型式番号 泡第	～ 号 製造/記数 年月

消防用設備等点検結果報告書
点検票

消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票

点検事業者への相談も有用です！

(一社)日本消火装置工業会のシール(工業会提供)

②製造社名・製品名の確認

- 型式番号がすぐに分からない場合は、製造社名や製品名を確認しましょう。
- ※泡消火薬剤の型式番号や製品名を調べる際、消火設備の名称等と混同しないよう、留意が必要です。

※型式番号がない薬剤もあります。その場合は製造者名、製品名をご確認ください。

③型式番号、製品名等から、保有薬剤に関する法令を確認

- 保有している薬剤の型式番号が分かったら、以下の **参考情報** から、対象となる法令の確認をして、3ページにすすみ、確認すべき内容をチェックしましょう。

参考情報

製造社名、薬剤の型式、商品名、販売状況、有機フッ素化合物の使用の有無、化審法規制の適用の有無、水濁法規制の適用の有無 等

「泡消火薬剤の扱いに関する資料」をご参照ください。

(<https://shosoko.or.jp/info/>)



保有している薬剤に関する法令の確認

Check 2

- ✓ 薬剤によって、関係する法令は異なります。まずは保有薬剤に関する法令を把握しましょう。

2ページの **参考情報** から関係する法令を把握したら、本パンフレットの参照場所を確認しましょう。

薬剤	化審法 ※1	水濁法 ※2	特に確認いただきたい内容
パターン1	対象	対象	<ul style="list-style-type: none"> ・泡消火薬剤の廃棄 (p4) Check 4 へ ・泡消火薬剤の漏洩時の対応 (p5) Check 5 へ ・泡消火薬剤の日常管理・点検 (p6) Check 6 へ
パターン2	—	対象	<ul style="list-style-type: none"> ・泡消火薬剤の漏洩時の対応 (p5) Check 5 へ
パターン3	—	—	

※1…化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 ※2…水質汚濁防止法

その他の参考情報

PFOS・PFOAについて知りたい方

- ・PFOS・PFOAの特徴 (p4) **Check 3 へ**

薬剤の交換を検討されている方

- ・PFOS等を含有しない泡消火薬剤への交換 (p7) **Check 7 へ**

駐車場に泡消火薬剤を設置されている方

- ・消防法令の改正 (p7) **Check 8 へ**



PFOS・PFOAの特徴

- ✓ 正しい知識をもって正しく管理しましょう。

PFOS・PFOAの主な特徴と用途

撥水撥油性、低表面張力、非粘着性及び低摩擦性の特性を有しており、PFOSは、半導体用反射防止剤、泡消火薬剤等に、PFOAは界面活性剤等に使用されてきました。

法規制と環境中への影響

PFOS・PFOAは、難分解性、生物蓄積性及び長距離移動性から、国際的な規制がなされ、国内でも、化審法によりPFOS・PFOAは製造・輸入等が禁止されています。有害性については、動物実験において、生殖・発生毒性(胎児への影響)等が確認され、中長期的に体内に蓄積されることによる健康への被害が懸念されています。

PFOS等含有泡消火薬剤とは

泡消火薬剤は、水による消火が困難な油火災に有効で、水と混合することで大量の泡を発生させ、この泡が燃焼面を覆うことによる窒息効果と、泡に含まれる水分による冷却効果によって消火します。

PFOS等は化審法において規制されており、既に製造・輸入等は禁止されていますが、規制前に製造された泡消火薬剤にはPFOS等を含有するものもあります。消防法に基づき、施設に応じた薬剤を設置することも重要です。また、水濁法における指定物質を含む泡消火薬剤・泡水溶液の流出時(消火活動時を除く)には都道府県知事等への届出が必要です(消火活動時についても、可能な限り情報提供の御協力をお願いいたします)。



泡消火薬剤の廃棄

- ✓ 適切な処理事業者への委託と正しい情報伝達を。

適切な処理業者を選定しましょう。

- ・委託する廃棄物の種類(汚泥、廃酸、廃アルカリ)が事業範囲に含まれている
- ・PFOS及びPFOA含有廃棄物を、「PFOS及びPFOA含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項」(5ページ参照)に沿って処理できる

排出事業者は、処理業者に対して以下5つの事項を通知しましょう。

- ①PFOS及びPFOA含有廃棄物であること
- ②数量
- ③種類、性状
- ④荷姿
- ⑤取り扱う際に注意すべき事項
(製品安全データシート(SDS)等に基づく情報)

- ◆泡消火薬剤は、産業廃棄物の「汚泥」、「廃酸」または「廃アルカリ」として分類されます。
- ◆泡水溶液、泡消火薬剤の容器、配管、移替えに使用したポンプ、洗浄や拭き取り等を行った際に排出される洗浄水やふき取った布等も対象です！



泡消火薬剤の漏洩時の対応

Check 5

- ✓ 水濁法における指定物質を含む泡消火薬剤・泡水溶液の流出時（消火活動を除く）には、届出義務あり！



①初動対応と応急措置

- ・被害拡大防止措置（排水口閉鎖、拡散防止 等）
- ・漏洩薬剤の拭き取り（布・吸着材等の使用、回収物の密閉保管）
- ・曝露した人・車両への対応（洗浄 等）



②届出

- ・水質汚濁防止法に基づき速やかに都道府県知事等に届出（電話・書面等）



③現場復旧

- ・排水等の回収と適正処理
- ・事故・対応内容の記録と保存



④再発防止

- ・原因調査、設備点検
- ・関係者への周知、教育

- ・事故状況
- ・応急措置の概要



流出時とは

- ・車両の衝突、天災、老朽化や誤作動、いたずら等による薬剤の放出事故

流出時の適切な対応

- ・流出時は速やかに応急措置（引き続く薬剤の流出防止、流出薬剤の回収、地下浸透の防止等）
- ・公共用水域に流出又は地下に浸透した際は、状況・応急措置概要について都道府県知事等への届出義務が生じる場合があります。

※都道府県知事等から応急措置命令を受けても従わない場合は、6ヶ月以下の拘禁刑、または50万以下の罰金に課せられます。

※水濁法届出義務の対象になりうる薬剤は、2ページでご確認いただけます。

Check 1へ

参考情報

▼「有機フッ素化合物(PFAS)について」(環境省)
<https://www.env.go.jp/water/pfas.html>



▼「指定物質に関するQ&A」(環境省)
https://www.env.go.jp/water/law/qa_hs.html



▼「PFOS及びPFOA含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項」(環境省)
<https://www.env.go.jp/content/000077696.pdf>



▼「PFOS及びPFOA含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項について相談できる処理施設の紹介」(日本消火装置工業会)
<https://shosoko.or.jp/info/>





Check 6

泡消火薬剤の日常管理・点検

- ✓ 適切な管理ができる点検事業者に委託しましょう。

以下の義務は、業として泡消火薬剤を扱う者（点検事業者等）に課せられるものであり、所有者に課せられるものではありません。



✓ PFOS等含有泡消火薬剤の取り扱い技術基準等

※「PFOS等」は、化審法施行令制定附則第四項の表の上欄に掲げる第一種特定化学物質を指します。

実施すべき項目 ※点検事業者が実施しているか確認しましょう。	・消火器 ・消火設備	・泡消火薬剤等 (ポリ容器入り等の状態) ・汚染物 (薬剤付着の布等)
保管 ・密閉式の堅固な容器で保管する ・屋内で床がコンクリートや合成樹脂等の場所に保管	—	対象
表示 ・容器と保管している場所の見やすいところに、「消火薬剤を保管している旨」を表示	—	対象
点検 ・容器を定期的（半年に1回等）に点検 ・異常が認められる場合、速やかに補修 ・点検の結果を記録し、5年間保存	—	対象
帳簿 ・事業所ごとに保管数量を記載し作成 ・最後に記入した日から5年間保存	—	対象
移替え ・薬剤の移替え時の飛散・流出防止	—	対象
漏出処理措置 ・保管時や移替え時に漏出した場合は、漏出拡大防止、漏出薬剤の回収、また、回収時の汚染物を密閉保管	対象	対象
訓練等における措置 ・点検・訓練において消火薬剤を放出した際、放出した消火薬剤を回収し、回収時の汚染物を密閉保管	対象	対象
譲渡・提供 ・他者への譲渡・提供にあたっては、表示告示で定められた事項を表示	対象	対象

PFOS等を含有しない泡消火薬剤への代替

✓ 薬剤を代替する際の参考に確認！

Check 7

①泡消火薬剤・設備の技術的な適合性を確認 ※詳しくは専門事業者に相談。

②代替薬剤の選定 ※詳しくは専門事業者に相談。

- ・消防法に基づき、必要となる薬剤・設備を選定
- ・泡消火設備の大幅な改修が不要となる可能性あり

③費用の検討

- ・上記を踏まえて、廃棄処理も含めた費用を検討

④交換作業・廃棄処理

- ・配管内の洗浄
- ・古い薬剤と洗浄水は適切に保管・処理

Check 4 へ

Check 6 へ

消防法令の改正

Check 8

✓ 駐車場の泡消火薬剤保有者は、要チェック！

消防法令が改正され、駐車場に設ける泡消火設備について、大幅な改修を必要とせず、有機フッ素化合物(PFAS)を含有しない泡消火薬剤への交換が可能となる場合があります。

消防法施行規則の改正概要(2026年3月)

駐車場に設ける泡消火設備について、火災を初期に抑制することができるものとして一定の消火試験を満足したものにあっては、泡消火薬剤の種別にかかわらず、当該試験を満足した放射量とすることができる規定を追加(消防法施行規則第18条関係)。

【下表】駐車場における泡消火設備の放射量

泡消火薬剤の種別	床面積 1 m ² 当たりの放射量	
	改正前	改正後
水成膜泡消火薬剤 [PFAS含有]	3.7L/min	
たん白泡消火薬剤 [PFAS非含有]	6.5L/min	3.7L/min
合成界面活性剤泡消火薬剤 [PFAS非含有]	8.0L/min	※一定の消火試験を満足したもの

改正前

薬剤を代替時、放射量を増やすため大幅な改修が必要。

改正後

薬剤の代替時、放射量はそのまま改修負担を低減。

Q&A よくある質問

Q. 泡消火薬剤の代替は「法律上の義務」ですか。

A. 義務ではなく推奨です。現在(2026.5)、泡消火薬剤について使用することは問題ありませんが、環境汚染を未然に防止するため、点検等の機会をとらえて、可能な限り、代替製品への切替えをお願いいたします。

Q. 点検の際に少量漏れてしまった場合も、届出は必要ですか？

A. 消火活動以外による流出時に、公共用水域へ排出又は地下へ浸透するおそれがある場合には届出が必要です。

Q. テナントとして入居している場合、薬剤漏洩時の届出主体は誰になりますか？

A. 泡消火設備の設置・維持管理の主体がどちらにあるかによります。オーナーとテナント双方であらかじめ管理体制を明確にしておくことが重要であるとともに、漏洩時は誰でも被害を被る可能性があるため、発見者が速やかに提出することも重要です。

Q. 費用がない場合、すぐに代替できないのですが、罰則はありますか？

A. 現状、制限される前に輸入・製造された薬剤について使用することは問題ありませんが、流出時に応急措置命令を受けても従わない場合等、使用を続ける中で適切な対応がなされない場合、罰則が適用される場合があります。

不安に思うことや疑問はそのままにせず、担当者に問い合わせましょう。

◇お住まいの自治体の環境担当部署

◇管轄の消防本部・消防署 等

参考情報

「PFOS、PFOA に関するQ&A集」(環境省)
<https://www.env.go.jp/content/000242834.pdf>



お問合せ先

環境省 環境保健部 化学物質審査室

〒100-8975

東京都千代田区霞が関1-2-2

Tel: 03-3581-3351(代表)

E-mail: chem@env.go.jp

<http://www.env.go.jp/chemi/kagaku/pfos.html>

総務省 消防庁予防課

〒100-8927

東京都千代田区霞が関2-1-2

Tel: 03-5253-5111(代表)

